

# 「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会のご案内

(一社)千葉県自動車整備振興会

道路運送法では原則、自家用車積載車（白ナンバー）による有償運送行為は禁止されており、有償運送を行う場合には、営業許可（緑ナンバー）が必要でしたが、平成23年に許可の取扱いが改正され、事故車等の排除業務のみの運送については、自家用車積載車による有償運送行為の許可を得ることが可能になりました。許可をご希望の事業者の方は次頁受講申込書にてお申し込みください。

## 記

1. 実施日 : 令和4年2月16日（水）  
受付 9:15~9:45 講習 10:00~16:30  
※時間厳守をお願いいたします。また、昼食は各自ご用意ください。
2. 開催場所 : 千葉県自動車会館 4Fホール 千葉市美浜区新港156
3. 対象者 : 1事業者 1名  
○同一事業者で、複数の事業場に車積載車をお持ちの場合は、1事業者1名の受講で、複数の事業場の車積載車申請を行うことができます。但し、研修内容について社内教育を行って下さい。
4. 募集定員 : 30名（定員を超えた場合、申し込みを締切らせていただきます。）
5. 受講料 : 会員 5,100円（税込）  
会員外 8,700円（税込）  
※別途テキスト代 500円（税込）（前回30年度資料持参の方はテキスト代不要）
6. 持参品 : 筆記具、昼食、車積載車の自動車車検証及び任意保険証書のコピー  
※研修当日に必要書類及び印鑑をご持参いただければ手続きが完了します。
7. 申込方法 : 1月28日（金）までに下記「受講申込書」に必要事項を記入しFAXで、お申し込みください。  
FAX 043-241-5345
8. その他 : 当会会員であって、車積載車使用の本拠の位置が千葉県内にあるものは振興会で書類を取りまとめ、申請いたしますので、研修当日に次頁の申込書記載の必要書類①~⑤を持参して下さい。  
※会員以外は、終了時に受講証明書を交付いたしますので、運輸支局に直接申請して下さい。  
※車積載車の登録番号が県外の場合は千葉運輸支局管内には申請できません。  
※許可申請から許可が下りるまで、1ヶ月程度かかります。  
**※研修会場内は必ず マスクの着用 をお願いします。**
9. お問合せ先 : (一社)千葉県自動車整備振興会 事業部 043-241-7256

「自家用車積載車の有償運送許可証」に係る研修会

受講申込書 (令和4年2月16日実施分)

認証番号	3 -
事業場名	
受講者氏名 (ふりがな)	( )
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
車積載車登録番号	
当会での受講履歴	____年度受講 ・ <u>初めて</u> ・ <u>前回は他団体</u> ※いずれかに○をお願いします。

(一社)千葉県自動車整備振興会 事業部 宛

FAX 送付先 043-241-5345 (1月28日まで)

※研修当日下記記載の①～⑤を持参して下さい。

- ①受講料 会 員 5,100円(税込)  
会 員 外 8,700円(税込)  
別途テキスト代 500円(税込) (前回30年度資料持参の方はテキスト代不要)
- ②許可申請を行う車積載車の自動車車検証のコピー (A4サイズ)
- ③許可申請を行う車積載車の任意保険証書のコピー (A4サイズ)
- ④その他 印鑑 (持参可能な方)  
「使用者」が法人の場合は「社印(角印で結構です)」  
「使用者」が個人の場合は「認印」
- ⑤当会より返信した受付印付「申込書」本紙

以上をご持参ください

※振興会	※受付番号
受付印	